

創価大学平和問題研究所「大沼保昭文庫」開設記念シンポジウム

「人新世」時代をどう生きるか

— 大沼保昭先生の人間観、歴史観、学問観に学ぶ —

【開催日時】 2022年 3月6日（日）13:00-15:00（Webinar）

【プログラム】

- 主催者挨拶 玉井 秀樹（創価大学平和問題研究所・所長）……………（5）
- 報告と討論 葛木 文湖（東洋哲学研究所・委嘱研究員）……………（9）
「国際法に託された希望と未来
— 大沼保昭先生『国際法』出版に携わって」
- 三牧 聖子（高崎経済大学・准教授）……………（17）
「学者はいかに現実と関わるか
— 社会との関わりの中の大沼保昭先生」
- 大中 真（桜美林大学・教授）……………（25）
「歴史学、国際関係論、そして国際法
— 大沼国際法学の意義」
- パネルディスカッション……………（32）
- 総括と挨拶 大沼みずほ（大正大学・准教授）

【大沼保昭文庫】



【シンポジウムから】



この文と如く経済の発展の中に伴って進出してきた
 工的によく洗われる人権法の教養も、専門書が少くはなれば、
 世界人権宣言と1966年の人権中核条約に集約されてきた宣言を
 祖文と見做し、しかしこれは宣言の中核を指す(複製)

<第6章後半部分>

ウィーン宣言
 国連が1993年にウィーンで開催した世界人権会議において採択された宣言は171ヶ国のごんセンサ
 スによるものであり、そこには20世紀末の地球社会に妥当する最も正統性の高い人権観が表明されて
 いる。この宣言で示された人権観は次のようなものである。「すべての人権の保護と促進は普遍的な
 第一に、人権の普遍性と生来性が(再確認)され、人権の普遍性は(人間の余剰がない)ものとされた。
 国家的・地域的特殊性や歴史的・文化的・宗教的背景の重要性は考慮すべきだが、すべての人権の
 保護と促進は普遍的義務であるとして、文脈的普遍性への指向性が提示されている。 **あるところから**

第二に、すべての人権は不可分かつ相互に依存し相互に関連しあうものとされた。この考え方は性
 権を重視する途上国側が80年代から主張してきたものが、80年代になると先進国側がそれを逆手
 にとって社会権の實現に自由権を犠牲にしてはならないという趣旨で主張するようになった。こうして、
 人権の不可分性と相互依存性は、両者が共有しうる観念として宣言に規定された。

第三に、女性の権利の保障が国際共同体の優先目標とされた。そして第四に、脆弱な権利が普遍的
 小規模の権利として(再確認)された。**(NGOや諸口の)**

ウィーン宣言の採択に至る過程では、政府のみならず市民社会や非国家主体が強い影響力を及ぼした。
 こうした国際的・文脈的対立の過程を克服してコンセンサスが導かれたという事実は、宣言に特別
 の重要性を付加する。21世紀のすべての人権にかかる宣言は、20世紀末の国際社会の共通人権観を
 再掲しウィーン宣言を出発点としなければならない。**オピニオン・リーダーが参加して**

非欧米文明・近代文明以外のものも3つの文化・文明を尊重し、それぞれ人権の
 国連の人権保障システム **普遍的なコミットする** **1948年の(文脈的)正統性という観念は**
 人権問題を扱う権限をもつ関連の主要な機関としては、秘書、総務、人権理事会、人権高等弁務官
 事務所がある。**ウィーン宣言は(世界人権宣言・1966年の人権中核条約と並ぶ)重要な**
 国連は1967年に決議1235を、1970年に決議1503を総務会で採択することによって人権を保護する
 活動に乗り出した。1235号は人権理事会の前身である人権委員会が加盟国の大規模な人権侵害を公
 開審査し、1503号は重大で継続的な人権侵害の事態を個人やNGOの通報に基づいて非公開で審査す
 る制度であり、いずれも現在に引き継がれている。**人権観は、さまざまな人権条約や人権宣言を採択**
するだけで保障されるものではなく、むしろ**こうした**
 両手続とも、専門家やNGOの提供する情報、知見が多くを占めているが、公開審査についてはその
 実情が広くメディアを通じて報道されることで人権侵害の是正につながることもある。だが、政府代表
 からなるため各国政府の意向に轉られる傾向が強い国連では、人権問題が露骨に政治利用されること
 があるため、80年代以降は国別でなく分野別にどの国であらうと人権侵害を審査するテーマ別審査方式が
 重要な役割を果たすようになっていく。**宣言にキチンとされた人権を實際は各自国が実施する以上に
 かし、メソッド(工的)保障、6人組が重要である**

2006年に設置された人権理事会は、すべての人権の促進および保護を強化するため、普遍性、公平性、
 客観性および非選別性の諸原則ならびに建設的な国際的対話を指針として任務を遂行する。**最も特徴的**
で、こうした
の枠組み
の下の
UNの
人権保障
システムである。

こうした女性の権利の重視は、G4国合意として向かれたウィーン会議と
 同時進行して開催されたNGOグループからの強い圧力
 かけによるものだった。

「従来の権利は自由権・社会権という第一世代、第二世代に次ぐ第三世代の
 権利として主に途上国に促進してきたものだが、自由権中に至るに恩恵を受ける
 深くなることにより、その工上の地位が不確定なものとなり、ウィーン宣言では米
 国が、**従来の権利を促進するガイドに転じたのである。**

経済・社会政策により人々の経済水準を向上させ^時、これに加えて、人権についての研修や教育、知識の普及などにより市民の規範意識を高め、それに、支えられた具体的な人権保障制度を社会のすみずみまでいきわたらせるところにある。外部からの圧力による人権保障は目前に迫った政治犯の処刑の阻止など、~~1~~数回に目に見える成果を上げるケースはあるにしても~~長~~続きしない。人権外交に代表される「外部からの強制による人権保障」はあくまでも改善の策であることを忘れてはならない~~わけ~~である。

3 国際政治の人権化とそれへの反動 アムステルダム

21世紀の「援助超大国」となりつつある中国（および、中国よりはるかに援助額はすくないが中国と同様の政策をとるロシアほかの「援助大国」）の経済援助は、途上国における人権保障状況の改善という面において深刻な問題を提起している。みずからが深刻な人権侵害国家である中ロなどは、援助を受ける側の人権侵害を問題とすることなく、多くのアフリカ諸国など、人権抑圧的な独裁政権に多額の援助を供与する。後者は、被援助国の人権状況を問題視する西側先進国より当然こうした中ロ型の「寛大な」援助を好む。その結果、途上国の人権状況が改善しないまま人権抑圧政権が支配する途上国に巨額の援助が流れ込むという現実が強化されつつある。

これを変えていくには「援助大国」中ロ自身が人権を尊重する国に生まれ変わることを期待しなければならない。しかし、現在「人権先進国」とされる欧米諸国がそうしたレベルに到達するには近代西欧における人権の誕生以来、数世紀を要したのである。中ロなどの「人権後進国」が欧米や日本並みの人権先進国に生まれ変わるには同じくらいの時間がかかるかもしれない。全世界的規模の人権状況の改善というのはその~~困難~~わたしたちに忍耐を強いる課題なのである。

Qはそれにとどまらない。20世紀から21世紀の「人権民主化」「EPOの人権化」もたらしたの付面側先進国、なかんずく西側諸国だった。西側のP糸と知財人財の使命感をもって人権の普及と改革に尽力してきた。しかしその姿勢は、自国内で行ってなく世界中の途上国の人権保障はもちろんだ。西側自身の民衆の感更れをさへおけずめた

（人）改革

エリートの理想主義という色彩が帯びていた（大沼ロニソクにおける法廷の大河相争い）。21世紀になり、この乗りはリパラルで空大右稀民権の反響というかたちで顕在化した。正確な予備は~~悪~~悪権で~~さ~~さいいんか。おそろくこの反響の時代はしばらく続くのてけけるか

この30はもう一つの「人権大国」米口のありかたを現てもあきらかなように思われる。2016年、米口はトランプ・トランプという露骨な差別主義の。排外

一般民衆の一部のP糸・知財人と
人権保障の

¹² ~~対~~この点は人権保障水準の高度化の必要条件ではあるが、十分条件ではない。日本の一人当たり国民所得の1.5倍~~以上~~の経済水準を誇るシンガポールや急速に経済水準を高めてつある中国の現状はこのことを裏書きしている。

【大沼保昭先生の校正原稿②】